

事務連絡
令和3年3月29日

環境省大臣官房
環境影響評価課 御中

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課

川辺川ダム建設事業の環境影響評価法に基づく
環境影響評価の取扱いについて(照会)

標記について、下記のとおり照会します。

記

川辺川ダム建設事業については、昭和46年2月に河川法(昭和39年法律第167号)に基づく事業として工事に着手した。

また、昭和51年3月に特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)に基づき、河川法の特例として、流水の貯留の利用について、洪水調節、流量の正常な機能の維持、かんがい用水、発電を目的とすることを旨として川辺川ダムの建設に関する基本計画(昭和51年3月30日建設省告示第684号。以下「基本計画」という。)を策定した。

今後、事業の目的の変更に伴い、基本計画が廃止されたとしても、当該基本計画の存否にかかわらず、川辺川ダム建設事業は河川法に基づき実施されるものであり、川辺川ダム建設事業については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)が施行する前に工事に着手しているものであることから、環境影響評価法附則第3条第1項第5号により環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象外になると解釈してよいか。